



平成 30 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高柳 浩二
(コード：8028 東証・名証第一部)

会 社 名 FDUインベストメント合同会社
代表者名 職務執行者 久保 勲

株式会社ドンキホーテホールディングス株式 (証券コード：7532) に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社 (以下「ユニー・ファミリーマートHD」又は「当社」といいます。) は、平成 30 年 10 月 11 日付「株式会社ドンキホーテホールディングス株式 (証券コード：7532) に対する公開買付けの開始予定及び子会社の異動を伴う株式の譲渡に関するお知らせ」において、株式会社ドンキホーテホールディングス (株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) 市場第一部 (以下「東証一部」といいます。)、証券コード：7532、以下「対象者」といいます。) の取締役会において、当社の完全子会社が対象者の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を対象として行う金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと等一定の事項 (詳細は、下記「2. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。) を前提条件として当社の完全子会社が対象者株式を本公開買付けにより取得することを公表致しました。

ユニー・ファミリーマートHDの完全子会社であるFDUインベストメント合同会社 (以下「公開買付者」といいます。) は、本日、本公開買付けを平成 30 年 11 月 7 日より開始することを決定致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

また、ユニー・ファミリーマートHDは対象者との間で、平成 30 年 10 月 11 日付で、連結子会社であるユニー株式会社 (以下「ユニー」といいます。) 株式の全てを対象者に譲渡すること (以下「本譲渡」といいます。) に係る株式譲渡契約 (以下「本株式譲渡契約」といいます。) を締結しておりますが、本譲渡及び本公開買付けの実施後、当社は平成 31 年 5 月の定時株主総会に向けて、当社の社名変更及び当社グループの再編等の持株会社体制の見直しの検討を進める予定です。本件につきましては、決定次第お知らせ致します。

なお、本資料は、ユニー・ファミリーマートHDによる有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、公開買付者がユニー・ファミリーマートHD (公開買付者の完全親会社) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて行う公表を兼ねております。

記

1. FDUインベストメント合同会社の概要

(1) 名 称	FDUインベストメント合同会社
(2) 所 在 地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	職務執行者 久保 勲
(4) 事 業 内 容	対象者の株券等の取得及び保有
(5) 資 本 金	1,000,000円(平成30年11月6日現在)

2. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株券等を取得及び所有することを主な目的として、平成30年10月15日に設立された合同会社であり、本日現在、ユニー・ファミリーマートHDが、公開買付者の持分の全てを保有しております。本日現在、公開買付者及びユニー・ファミリーマートHDは東証一部に上場している対象者株式を保有しておりません。

公開買付者の完全親会社であるユニー・ファミリーマートHDが、平成30年10月11日付「株式会社ドンキホーテホールディングス株式(証券コード:7532)に対する公開買付けの開始予定及び子会社の異動を伴う株式の譲渡に関するお知らせ」において公表致しましたとおり、ユニー・ファミリーマートHDは、平成30年10月11日開催の取締役会において、対象者をユニー・ファミリーマートHDの持分法適用関連会社とすることを目的として、①対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われていないこと、②司法・行政機関等に対して、本公開買付けの開始を禁止又は制限することを求める旨のいかなる申立、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けの開始を禁止又は制限する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、③対象者に関する未公表の重要事実(法第166条第2項に定める重要事実をいいます。)又は公開買付け等事実(法第167条第2項に定める事実をいいます。)が存在しないこと、及び、④対象者又はその子会社若しくは関連会社の事業、財政状態、経営状態若しくはキャッシュ・フロー又はこれらの見通しに重大な悪影響を与える可能性のある事由が生じておらず、かつ、国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境若しくは経済環境に重大な変化が生じていないことを本公開買付け開始の前提条件として、同社の完全子会社をして、対象者株式を対象とする本公開買付けを実施せしめることを決議しておりました。

そして本日、公開買付者は、上記の本公開買付けの前提条件がいずれも充足されていることを確認し、本公開買付けを平成30年11月7日より開始することを決定致しました。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。)の審査手続等は、平成30年11月5日付で完了しております。

本日現在、対象者株式は東証一部に上場されておりますが、公開買付者及びユニー・ファミリーマートHDは、対象者をユニー・ファミリーマートHDの持分法適用関連会社とすることを目的として本公開買付けを行うものであることから、本公開買付けにおいては、32,108,700株(注1)(所有割合(注2):20.17%(小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じです。))を買付予定数の上限としております。当該買付予定数の上限は、ユニー・ファミリーマートHDが対象者を安定的に持分法適用関連会社とするために必要最小限の株式数として、対象者の発行済新株予約権の個数及び過去3年間の新株予約権の発行量を踏まえた今後の新株予約権の発行も勘案したうえで算出した数です。公開買付者が本公開買付けにより対象者株式32,108,700株を取得した場合、ユニー・ファミリーマートHDは、対象者の総株主の議決権の数(注3)の20%以上を保有することになります。本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の上限(32,108,700株)を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決

済を行います。他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定致しませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（32,108,700株）以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注1）本公開買付けにおける買付予定数の上限（32,108,700株）は、対象者が本日公表した平成31年6月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数（158,193,160株）に、対象者が平成30年9月26日に提出した第38期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された平成30年6月30日現在の新株予約権（9,791個）から平成30年7月1日以降同年11月2日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使（164個）及び消滅（20個）による減少（計184個）を除いた数の新株予約権（9,607個）の目的となる対象者株式の数（962,000株）並びに上記において行使された新株予約権（164個）に付与された対象者株式の数（16,400株）及び今後の新株予約権の新規発行可能性を勘案した一定の株式数（1,410,900株）を加算し、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（4,633株）を控除した株式数（160,577,827株）に対して、20.00%（対象者の総株主の議決権の数に対して20.30%）に相当する株式数を記載しております。

（注2）「所有割合」とは、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数（158,193,160株）に、対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の新株予約権（9,791個）から平成30年7月1日以降同年11月2日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使（164個）及び消滅（20個）による減少（計184個）を除いた数の新株予約権（9,607個）の目的となる対象者株式の数（962,000株）及び上記において行使された新株予約権（164個）に付与された対象者株式の数（16,400株）を加算し、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（4,633株）を控除した株式数（159,166,927株）に対する割合をいいます。

（注3）対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の総株主の議決権の数をいいます。

また、対象者が本日付で公表した「ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社の完全子会社であるFDUインベストメント合同会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成30年10月11日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねることについて決議したとのことです。そして、対象者は、本日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記の対象者の取締役会の意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者の完全親会社であるユニー・ファミリーマートHDの前身である株式会社ファミリーマート（以下「旧・ファミリーマート」といいます。）は、昭和62年12月に東京証券取引所に株式を上場しております。平成28年9月に、ユニーグループ・ホールディングス株式会社（当時、東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の市場第一部に上場）との間で、旧・ファミリーマートを存続会社とする吸収合併による経営統合を行い、純粋持株会社体制へ移行するとともに、商号をユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に変更しております。ユニー・ファミリーマートHDは、ユニー・ファミリーマートHD、子会社35社、関連会社及び共同支配企業25社の計61社

(平成30年8月31日現在) から成る企業グループを構成しており、株式会社ファミリーマート(以下「ファミリーマート」といいます。)を主力としたコンビニエンスストア事業(以下「CVS事業」といいます。)、ユニーを主力とした総合小売事業(以下「GMS事業」といいます。)及びその周辺事業を展開しております。

CVS事業においては、国内で約17,000店舗のネットワークを有しております。サークルK・サンクスブランドのファミリーマートへのブランド転換を進め、本年11月下旬の完了を予定しております。また、「中食構造改革」、「マーケティング改革」及び「オペレーション改革」の3大改革を推進し、統合効果の更なる発揮を目指して取り組んでおります。

GMS事業においては、総合小売業態の「アピタ」や、スーパーマーケット業態の「ピアゴ」といった各地域において顧客のニーズに即した小売店舗を展開・運営しており、お客様の生活をより豊かにすることを目標にしております。

一方、対象者は、平成10年6月に東京証券取引所に株式を上場しております。対象者は、日用雑貨品等の卸売販売及び小売販売を目的とする株式会社ジャストとして昭和55年9月に設立されましたが、平成元年3月に消費者に良い品をより安く販売するため、東京都府中市にドン・キホーテ府中店を1号店として開設し、主たる事業形態を卸売業から小売業へ変更し、平成7年9月に株式会社ドン・キホーテに商号を変更して以来、「ドン・キホーテ」ブランドを中心としたディスカウントストアを中心に、日本に385店舗、米国に37店舗及びシンガポールに2店舗(平成30年9月30日現在)を展開しております。対象者は、平成25年12月に、会社分割により純粋持株会社体制へ移行するとともに、商号を株式会社ドンキホーテホールディングスに変更しております。対象者は、現在、連結子会社55社、非連結子会社16社、持分法適用関連会社2社及び持分法非適用関連会社3社(平成30年9月30日現在)から成る企業グループを構成しており、「ドン・キホーテ」、「ピカソ」、「MEGAドン・キホーテ」などといったディスカウントストアの展開・運営を主要事業としたリテール事業と、所有店舗の一部をテナントに賃貸するテナント賃貸事業を営んでおります。

我が国の小売業界は、総人口の減少による市場規模の縮小や、Eコマースの拡大を含めた業態を超えた競争環境の激化、消費者の低価格志向の継続、店舗や物流における人手不足等により、厳しい経営環境が続いており、また、消費者ニーズの多様化や選別消費の傾向がますます強まっております。このような状況において、今後の小売業は、消費者の変化するニーズに対応する魅力的な店作りや販路の多様化、より優れた商品開発と仕入れ、競争力のある価格設定が求められ、また、店舗オペレーションの効率化や商流の合理化をはじめとして、より効率的な経営をすることが求められております。

ユニー・ファミリーマートHDと対象者は、このような厳しい経営環境の下、小売業を営む両社において、両社グループの主力業態が異なることから競合関係が少なく、グループの垣根を越えて両社それぞれの経営資源や独自の強み・ノウハウを活かした協業や相互補完効果が期待できると考えたことから、平成29年6月13日に両社の業務提携に向けて検討を開始致しました。その後、ユニー・ファミリーマートHDと対象者は、小売業態における協働、商品の共同開発及び仕入れ、物流機能の合理化及び海外市場や新業態開発での協働等の連携内容を協議した結果、平成29年8月24日に、基本合意書を締結致しました。その際、業務提携の推進に加えて、ユニー・ファミリーマートHDのGMS事業を力強く成長させるためには、食品事業等、ユニーの従来が強みについてさらに磨きをかけつつ、ユニー・ファミリーマートHDが対象者の強みと考える若年層を含めた幅広い客層からの支持、アミューズメント性の強い時間消費型の店舗展開(商品購入だけでなく、アミューズメント感覚で滞在する時間を楽しんでもらう店舗)、ナイトマーケットやインバウンド市場への対応等のノウハウも活用していくことが、ユニーの中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、また、対象者においても、今後の重要商圈の一つと考えている中京圏に大きな存在感を有し、ファミリー層を中心とした500万人規模の会員基盤を有するユニーを対象者グループに取り込むことで、対象者の企業価値の向上にも資すると判断するに至り、業務提携による協業のみならず、資本を含めた緊密な連携を行うことを決定し、平成29年8月31日には、ユニー・ファミリーマートHDと対象者との間で、業務提携契約を締結するとともに、同年11月21日にその所有するユニー株式100%の内、40%を対象者に譲渡致しました。

かかる業務提携契約に基づき、ユニーと対象者との間で、アピタ及びピアゴ既存6店舗についてユニー・ファミリーマートHDとのダブルネーム店舗の開発に取り組んで参りました。平成30年2月～3月にかけて当該6店舗を、ユニーの従来からの強みである食品事業と対象者が持つアミューズメント性の強い時間消費型店舗のノウハウを融合させた「MEGAドン・キホーテUNY」に店舗形態を転換して新たにオープンするに至りました。当該6店舗は、かかる転換後の平成30年3月～8月の6ヶ月間において、累計の売上が昨年同時期の68億円から132億円と昨対比約190%を、6店舗累計の一日当たりの平均客数が約20,000人から約32,000人と昨対比約160%を記録するなど、大幅な成長をみせていると考えております。

今般、ユニー・ファミリーマートHDと対象者との間で業務提携が開始されて約1年が過ぎ、大型小売店舗の運営ノウハウに強みを持つ対象者との協業を経て、店舗形態を転換したユニー店舗が転換後6ヶ月を経て確実に成長していることを確認することができたユニー・ファミリーマートHDと対象者は、改めて、平成30年8月下旬よりユニーの資本関係の在り方について協議を開始し、協議を続けた結果、今後は、ユニーが対象者の完全子会社となることで対象者とより深いパートナーシップを組み、更なる店舗オペレーションの改善及び商流の効率化並びに多様化する顧客ニーズに対する迅速な対応施策の打ち出しを実現していくことによって、ユニーの企業価値を更に向上させることが可能になると判断し、平成30年10月11日に、ユニー・ファミリーマートHDが所有するユニー株式の残り全てを対象者に譲渡することを決定し、本株式譲渡契約を締結致しました。本譲渡の詳細並びにユニー及びその主要な子会社である株式会社UCSの概要については、平成30年10月11日付「株式会社ドンキホーテホールディングス株式(証券コード:7532)に対する公開買付けの開始予定及び子会社の異動を伴う株式の譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。なお、本公開買付け実施後の業務提携に係る方針や具体的内容については、今後対象者との間で協議していく予定です。

また、ユニー・ファミリーマートHDと対象者の協業は、ユニー・ファミリーマートHDのGMS事業のみにとどまらず、CVS事業においても連携を実現しております。具体的には、ドン・キホーテ店舗の品揃えや売場づくり・運営手法を取り入れ「お買い物の楽しさ」を追求した共同実験店舗として、平成30年6月に、「ファミリーマート立川南通り店」、「ファミリーマート大鳥神社前店」及び「ファミリーマート世田谷鎌田三丁目店」をリニューアルオープンし、両社に強みのある商品を展開したこと等によりリニューアルオープン前の日商を上回るなど、現在好調な成績を収めております。

今後、小売業を取り巻く環境は、総人口減少による市場規模の縮小や店舗や物流における人手不足による人件費水準の上昇により、更に厳しくなる一方で、消費者の選別消費の傾向がますます強くなる状況において、消費者にとってより魅力のある商品をより競争力のある価格で提供していく必要性が高まっております。そのため、魅力的な店作りや販路の多様化、より優れた商品開発と仕入れ等のオペレーションの効率化及び経営資源の効果的活用を一定規模で実現していく必要があります。これらの実現のためには、ユニー・ファミリーマートHDは、従前の業務提携から更に一步進め、対象者に対し投資を行い持分法適用関連会社化することで、新たにユニーを含めた対象者グループと更に関係を強化し一体となって、存在感のある流通グループを育てていくことが、必要不可欠と考えるに至りました。対象者、ユニー及びファミリーマートの3社の総売上は4兆7,000億円規模となり、今後各社の強み・ノウハウの共有について業態を超えて継続するとともに、共同での商品開発、仕入れ、販促を更に進めていくことで、競争力を高め、収益力の強化に取り組んで参ります。またデータマーケティング等顧客基盤の構築、金融サービス等の分野でも協業を進め、お客様のニーズに合った、より魅力的な商品・サービスを提供することを目指しております。加えて海外事業の展開においても、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者グループに加え、ユニー・ファミリーマートHDの親会社である伊藤忠商事株式会社の海外ネットワークの活用も検討し、共同での海外展開も検討して参ります。

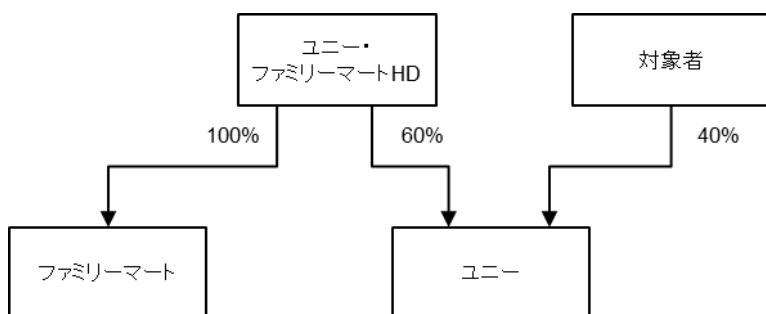
以上の背景により、平成30年9月上旬に、ユニー・ファミリーマートHDから対象者に対し、ユニー・ファミリーマートHDが対象者を持分法適用関連会社とすることを目的とした、本公開買付けの実施を提案し、対象者との間で慎重に協議・検討を行った結果、ユニー・ファミリーマートHDは、対象者を持分法適用関連会社とすることを目的として、対象者株式に対する本公開買付けを通じ、同

社の完全子会社をして対象者株式の 32,108,700 株（所有割合：20.17%）を買付予定数の上限として取得せしめることを平成 30 年 10 月 11 日開催の取締役会において決定致しました。

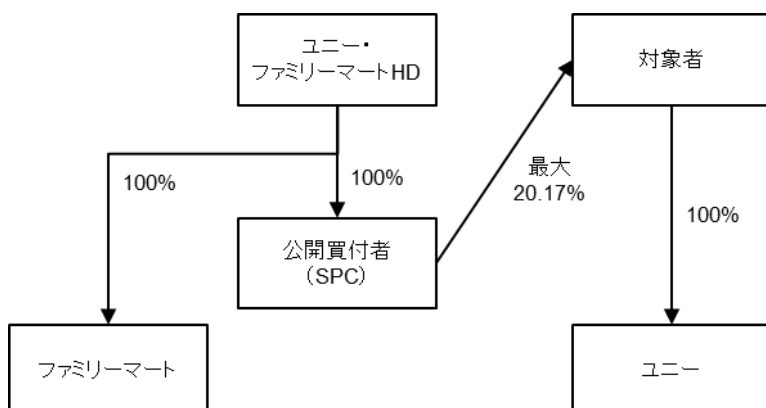
そして本日、公開買付者は、本公開買付けを平成 30 年 11 月 7 日より開始することを決定致しました。

なお、ユニー・ファミリーマートHDは、本譲渡も平成 30 年 10 月 11 日開催の取締役会において、併せて決定しております。本公開買付け及び本譲渡の実施後のユニー・ファミリーマートHD、対象者及びユニーの資本関係については以下のとおりです。

(現状)



(本譲渡及び本公開買付け後のイメージ図)



なお、対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、平成 29 年 8 月 31 日にユニー・ファミリーマートHDとの間で業務提携契約を締結した後、ディスカウントストア事業、GMS 事業、CVS 事業の業態の垣根を超えた連携の機会を模索し続けてきたとのことです。

かかる業務提携契約に基づき、対象者とユニーの間では、アピタ及びピアゴの既存 6 店舗について、対象者とユニーとのダブルネーム店舗の開発に取り組んできたとのことです。その結果、平成 30 年 2 月～3 月にかけて当該 6 店舗を、ユニーの従来からの強みである食品事業と、対象者が持つアミューズメント性の強い時間消費型店舗のノウハウを融合させた「MEGAドン・キホーテUNY」に店舗形態を転換して新たにオープンするに至ったとのことです。そして、当該 6 店舗は、かかる転換後の平成 30 年 3 月～8 月の 6 ヶ月間において、累計の売上高が昨年同時期の 68 億円から 132 億円と昨対比約 190%を、6 店舗累計の一日当たりの平均客数が約 20,000 人から約 32,000 人と昨対比約 160%を記録するなど、大幅な成長をみせていると考えているとのことです。今回のダブルネーム店舗の実績は、本件をモデルケースとしたユニーとの更なる連携強化について大きな期待を持てる結果となったとのことです。

また、対象者とユニー・ファミリーマートHDの協業は、GMS 事業のみにとどまらず、CVS 事

業においても実現しております。平成 30 年 6 月には、地域のニーズに合わせた品揃えや圧縮陳列における魅力的な売場づくり等のノウハウを駆使し、リアル店舗ならではの「お買い物の楽しさ」を追求したファミリーマート型の共同実験店舗を東京都内にて 3 店舗オープンし、両社に強みのある商品を展開したこと等によりリニューアルオープン前の日商を上回るなど、現在好調な成績を収めております。

上記のとおり、対象者及びユニー・ファミリーマートHDは平成 29 年 8 月 31 日以降の業務提携を通じて、両社の連携における成功モデルを創出して参りました。

しかしながら、小売業界全体を俯瞰すると、Eコマースの更なる台頭や少子高齢化の進展等の影響等により、経営環境の変化の波が訪れようとしており、このような厳しい環境の中で生き抜くためには、対象者、ユニー及びファミリーマートの 3 社で総売上 4 兆 7,000 億円の国内リテール第 3 位（小売業を営む売上高 1 兆円を超える企業 6 社の I R 資料より集計。なお、平成 30 年 2 月期のファミリーマート単体（加盟店売上高を含みます。）とユニー単体の営業総収入の合計額は 3 兆 7,288 億円。平成 30 年 6 月期の対象者の連結売上高は 9,415 億円。）の規模となる経済圏を構築し、かつ各社の強み・ノウハウの共有を、業態を超えて継続していくことで、将来の急激な変化にも対応可能な体制を強化することが必要不可欠だと対象者は考えるに至ったとのことです。

そのような背景から、平成 30 年 9 月上旬に、ユニー・ファミリーマートHDから対象者に対し、ユニー・ファミリーマートHDが対象者を持分法適用関連会社とすることを目的とした、本公開買付けの実施を提案し、対象者、ユニー・ファミリーマートHD及びユニーの間のシナジーを最大限に発揮するという観点で、3 社間で適切な組織形態について協議・検討を重ねて参りました。その結果、対象者は、対象者とユニー・ファミリーマートHDの現在の業務提携関係を超えて、今回新たに対象者がユニー・ファミリーマートHDの持分法適用関連会社となり、ユニー・ファミリーマートHD及びその親会社である伊藤忠商事株式会社の経営資源を共有しながら、両社の連携をより磐石にし、一体となって成長力と収益力の強化に取り組んでいくことが、対象者の継続的な企業価値向上には不可欠だという結論に至ったとのことです。

以上のことから、平成 30 年 10 月 11 日開催の対象者取締役会において、取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を、併せて決議したとのことです。なお、本公開買付けは、対象者の取締役会において本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議が行われ、かつ、当該決議を撤回し、又はこれと矛盾するいかなる決議も行われないこと等一定の事項を前提条件として開始される予定であり、公開買付者の詳細を含め、本公開買付けの内容については、平成 30 年 10 月 11 日現在一部未確定の部分があるため、対象者取締役会は、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明の取締役会決議を行う予定とし、上記決議に係る取締役会には、対象者の取締役 13 名（うち社外取締役 4 名）の全員が参加し、取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により決議されたとのことです。

そして、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、平成 30 年 10 月 11 日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。また、上記取締役会決議は、対象者の取締役 13 名（うち社外取締役 4 名）全員（監査等委員を含む。）の一致により決議されたとのことです。

② 本公開買付け後の経営方針

公開買付者及びユニー・ファミリーマートHDは、本公開買付け後も対象者の経営の自主性を尊重しな

から連携を強化する方針です。また、本公開買付け後の対象者の経営体制・取締役会の構成については、ユニー・ファミリーマートHDより対象者に取締役1名以上を派遣予定であります。それ以外には、その他の人事に関する事項を含め、現時点で決定している事項はなく、今後協議して参ります。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

ユニー・ファミリーマートHDは、対象者との間で、平成30年10月11日付で本株式譲渡契約を締結しております。詳細については、平成30年10月11日付「株式会社ドンキホーテホールディングス株式（証券コード：7532）に対する公開買付けの開始予定及び子会社の異動を伴う株式の譲渡に関するお知らせ」の「Ⅱ 子会社の異動を伴う株式の譲渡」をご参照ください。

(4) 本公開買付けに関連して実施された措置

本日現在において、公開買付者は、本公開買付けに関連して、以下に述べる措置を講じております。

① ユニー・ファミリーマートHDにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ユニー・ファミリーマートHDは、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立した第三者算定機関として、ユニー・ファミリーマートHDのフィナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。なお、野村証券は、公開買付者、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、ユニー・ファミリーマートHDは、野村証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村証券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、ユニー・ファミリーマートHDは、野村証券から平成30年10月10日に株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得致しました。

本株式価値算定書の概要については、下記「3. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した法務アドバイザー及び財務アドバイザーからの助言

対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程等における透明性及び公正性を確保するため、外部の法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を、外部の財務アドバイザーとして株式会社みずほ銀行及びSMB C日興証券株式会社を選任し、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点等に関する助言を受けているとのことです。

③ 対象者における取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の根拠及び理由から、対象者は、平成30年10月11日開催の対象者取締役会において、取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、平成30年10月11日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

なお、平成30年10月11日における上記決議に係る取締役会には、対象者の取締役13名（うち社外取締役4名）の全員が参加し、取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により決議されているとのことです。

そして、今般、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本公開買付けに賛同するための条件がいずれも充足されたといえること（詳細は、対象者プレスリリース及び上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）、及び平成30年10月11日開催の対象者取締役会以降の市場環境の変化等を踏まえても本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、本日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。上記取締役会決議は、対象者の取締役13名（うち社外取締役4名）全員（監査等委員を含む。）の一致により決議されているとのことです。

なお、本公開買付け価格については、公開買付者及びユニー・ファミリーマートHDが本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される方針であることから、対象者は、本公開買付け価格の妥当性については中立の立場をとり判断を留保することを決議しているとのことです。そのため、対象者は、本公開買付けにあたり、第三者算定機関から独自に株式価値算定書を取得しておらず、本公開買付け価格の妥当性を検討していないとのことです。

（5）本公開買付け後の株券等の追加取得予定

公開買付者及びユニー・ファミリーマートHDは、上記「（1）本公開買付けの概要」及び「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」のとおり、本公開買付けにより、対象者の総株主の議決権の数の20%以上を保有し、対象者をユニー・ファミリーマートHDの持分法適用関連会社とする予定です。

本公開買付けにより対象者の総株主の議決権の数の20%を取得できなかった場合には市場動向等に照らし、市場取引等の方法により対象者株式を追加的に取得する意向ではあるものの、現時点では詳細は未定です。かかる追加取得の一環として、公開買付者は、対象者の創業者一族の資産管理会社であり、対象者の主要株主である筆頭株主のDQ WINDMOLEN B.V.（保有株式数23,407,000株（所有割合14.71%）、以下「貸主」といいます。）との間で、本公開買付けの結果や市場動向等を勘案して、公開買付者が、対象者株式を借入れ、当該株式に係る議決権を保有することを検討しております。なお、当該借入れを行う場合、借入れの実行後市場取引等の方法により対象者株式を随時取得したうえで、貸主に返還していく予定です。

（6）上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東証一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、ユニー・ファミリーマートHDは、公開買付者を通じて、買付予定数の上限を32,108,700株（注）（所有割合：20.17%）として本公開買付けを実施致します。したがって、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所における上場が維持される予定です。

（注）本公開買付けにおける買付予定数の上限（32,108,700株）は、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数（158,193,160株）に対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の新株予約権（9,791個）から平成30年7月1日以降同年11月2日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使（164個）及び消滅（20個）による減少（計184個）を除いた数の新株予約権（9,607個）の目的となる対象者株式の数（962,000株）並びに上記において行使された新株予約権（164個）に付与された対象者株式の数（16,400株）及び今後の新株予約権の新規発行可能性を勘案した一定の株式数（1,410,900株）を加算し、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（4,633株）を控除した株式数（160,577,827株）に対して、20.00%（対象者の総株主の議決権の数に対して20.30%）に相

当する株式数としております。

3. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ドンキホーテホールディングス
② 所 在 地	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兼 CEO 大原 孝治 代表取締役専務 兼 CAO 吉田 直樹
④ 事 業 内 容	グループ会社株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社の管理業務受託、不動産管理等
⑤ 資 本 金	22,436 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 55 年 9 月 5 日
⑦ 大株主及び持株比率	CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENTS FOR DQ WINDMOLEN B. V. (14.80%) LA MANCHA HOLDINGS PTE LTD (6.38%) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (5.48%) 株式会社安隆商事 (5.23%) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (3.96%) STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (3.76%) THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (2.38%) 公益財団法人安田奨学財団 (2.28%) STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (2.04%) 株式会社ゆうちょ銀行 (1.71%) ※平成 30 年 6 月末現在
⑧ 上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	両社の間には、記載すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	両社の間には、記載すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	両社の間には、記載すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(2) 日程等

① 日程

公開買付開始公告日	平成 30 年 11 月 7 日 (水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 30 年 11 月 7 日 (水曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 30 年 11 月 7 日 (水曜日) から平成 30 年 12 月 19 日 (水曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金6,600円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

ユニー・ファミリーマートHDは、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立した第三者算定機関として、ユニー・ファミリーマートHDのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼致しました。

野村證券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、ユニー・ファミリーマートHDは、野村證券から平成30年10月10日に本株式価値算定書を取得致しました。なお、野村證券は、公開買付者、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、ユニー・ファミリーマートHDは、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	: 5,365円～6,050円
DCF法	: 5,352円～7,953円

市場株価平均法では、平成30年10月10日を基準日として、東証一部における対象者株式の基準日終値6,050円、直近5営業日の終値単純平均値5,746円（小数点以下四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,610円、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,365円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値5,498円を基に、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を5,365円から6,050円までと分析しております。

DCF法では、対象者から提供されユニー・ファミリーマートHDが確認した平成31年6月期から平成35年6月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成31年6月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を5,352円から7,953円までと分析しております。

なお、本公開買付け及び本譲渡の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に算出することが困難であるため、上記、DCF法の算定の基礎となる事業計画には加味しておりませんが、本譲渡によりユニーが対象者の完全子会社となる前提を考慮しております。野村證券がDCF法による分析に用いた対象者の事業計画では、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成30年6月期から平成31年6月期にかけて、営業利益の大幅な増加を見込んでおりますが、これは本譲渡によりユニーが対象者の完全子会社となる前提を、ユニー・ファミリーマートHDが考慮したことによるものです。対象者によると、対象者の当期業績予想として、本公開買付け及び本譲渡が平成31年6月期における連結業績に与える影響については、現在精査中であり、本譲渡が完了した後に公表すべき事項が生じた場合は速やかに公表するとのことです。

ユニー・ファミリーマートHDは、本株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえつつ、平成30年9月上旬から同年10月上旬にかけて実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付

けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成30年10月11日、本公開買付価格を6,600円とすることを決定致しました。その後、ユニー・ファミリーマートHDは、対象者の業況や本公開買付けを取り巻く環境などに重大な変更が見られないことを確認し、本日、本公開買付価格を変更しないことを決定しております。

なお、本公開買付価格は、本日の前営業日である平成30年11月5日の対象者株式の東証一部における終値6,760円に対して2.37%（小数点以下第三位を四捨五入。以下株価に対するディスカウント及びプレミアムの数値（%）において同じです。）ディスカウントした価格、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値6,672円に対して1.08%ディスカウントした価格、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値5,797円に対して13.85%のプレミアムを加えた価格、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値5,649円に対して16.83%のプレミアムを加えた価格、また、本公開買付けの公表日の前営業日である平成30年10月10日の東証一部における対象者株式の終値6,050円に対して9.09%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,610円に対して17.65%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値5,365円に対して23.02%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値5,498円に対して20.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

平成30年9月上旬に、ユニー・ファミリーマートHDから対象者に対して、両社の関係強化のための公開買付けによる持分法適用関連会社化の提案をしたことを契機として、同年9月上旬、ユニー・ファミリーマートHDは、公開買付者、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、対象者は、公開買付者、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任し、本公開買付けに係る協議・交渉を行う体制を構築しました。

その後、ユニー・ファミリーマートHDは、平成30年9月上旬から同年10月上旬にかけて対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、平成30年10月上旬には、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者は、ユニー・ファミリーマートHDが対象者を持分法適用関連会社とすることによって、両社の関係を更に強化し存在感のある流通グループを育てていくことで、共同での商品開発、仕入れ、販促を更に進めていくほか、データマーケティングや金融サービス、海外展開等の分野でも協業を進め、両社の中長期的な企業価値向上を図ることが可能であるとの認識を共有するに至りました。その後、平成30年10月9日に、ユニー・ファミリーマートHDは、対象者に対して、本公開買付価格を6,600円とすることを含む本公開買付けの条件の概要について提案を行いました。そして、平成30年10月11日開催のユニー・ファミリーマートHDの取締役会において、対象者の持分法適用関連会社化を目的とした本公開買付けを実施すること、及び以下の経緯により本公開買付価格を6,600円とすることについて決定致しました。

（i）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

ユニー・ファミリーマートHDは、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、野村證券から平成30年10月10日に本株式価値算定書を取得致しました。なお、ユニー・ファミリーマートHDは、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（ii）当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たり株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 : 5,365 円～6,050 円
 DCF法 : 5,352 円～7,953 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

ユニー・ファミリーマートHDは、本株式価値算定書に記載された算定内容・結果を踏まえて、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成30年10月11日開催の取締役会において、本公開買付価格を6,600円とすることを決定致しました。詳細は、上記「① 算定の基礎」をご参照ください。その後、ユニー・ファミリーマートHDは、対象者の業況や本公開買付けを取り巻く環境などに重大な変更が見られないことを確認し、本日、本公開買付価格を変更しないことを決定しております。

③ 算定機関との関係

ユニー・ファミリーマートHDのフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者、ユニー・ファミリーマートHD及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
32,108,700 株	一株	32,108,700 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（32,108,700株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が、買付予定数の上限（32,108,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付期間の末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	321,087 個	(買付け等後における株券等所有割合 20.17%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,581,706 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」には、対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び対象者の新株予約権の行使により発行又は交付される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数（158,193,160株）に対象者有価証券報告書に記載された平成30年6月30日現在の新株予約権（9,791個）から平成30年7月1日以降同年11月2日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の行使（164個）及び消滅（20個）による減少（計184個）を除いた数の新株予約権（9,607個）の目的となる対象者株式の数（962,000株）及び上記において行使された新株予約権（164個）に付与された対象者株式の数（16,400株）を加算し、対象者決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（4,633株）を控除した株式数（159,166,927株）に係る議決権の数（1,591,669個）を分母として計算しております。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 211,917,420,000 円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（32,108,700株）に、本公開買付価格（6,600円）を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成30年12月27日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（32,108,700株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（32,108,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募

株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と準ずる事実」とは、(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び、(ii)対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の15時30分までに公開買付け代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス(<https://hometrade.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付け期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関

しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求したうえで、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成30年11月7日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

4. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し並びに業績への影響の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」、「(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定」及び「(6) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

(2) 業績への影響の見通し

本公開買付けによるユニー・ファミリーマートHDの平成31年2月期における連結業績に与える影響につきましては、現在精査中ではありますが、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに公表致します。

(参考) 平成31年2月期連結業績予想（平成30年3月1日～平成31年2月28日）（平成30年10月11日公表分）及び前期連結実績（国際会計基準）

	営業収益	事業利益	税引前利益	親会社の所有者に 帰属する当期利益	基本的1株当たり 当期利益
当期連結業績予想 (平成31年2月期)	百万円 1,270,200	百万円 77,300	百万円 67,100	百万円 40,000	円 銭 316.12
前期実績 (平成30年2月期)	1,275,300	66,250	28,639	33,656	265.82

(注) 上記の予想は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は要因により大きく異なる可能性があります。

5. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同表明

上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(4) 本公開買付けに関連して実施された措置」の「③ 対象者における取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載のとおり、平成30年10月11日開催の対象者取締役会において、取締役全員の一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該対象者取締役会においては、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、また、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定されていることから、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。また、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を前提条件として開始される予定であり、公開買付者の詳細を含め、本公開買付けの内容については、平成30年10月11日時点で一部未確定の部分があったため、対象者の取締役会は、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明の取締役会決議を行う予定としたとのことです。

そして、対象者は、本日付の対象者取締役会により、改めて、本公開買付けに賛同するとともに、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

対象者の取締役会の意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「2. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(4) 本公開買付けに関連して実施された措置」の「③ 対象者における取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

② 本株式譲渡契約

ユニー・ファミリーマートHDは、対象者との間で、平成30年10月11日付で、本株式譲渡契約を締結しております。詳細については、同日付プレスリリース「株式会社ドンキホーテホールディングス株式会社（証券コード：7532）に対する公開買付けの開始予定及び子会社の異動を伴う株式の譲渡に関するお知らせ」の「II 子会社の異動を伴う株式の譲渡」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 平成31年6月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

対象者は、本日、平成31年6月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該四半期決算短信は、法第193条の2第1項の規定に基づく監査手続の対象外です。また、以下の公表内容の概要は、対象者

が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者及びユニー・ファミリーマートHDはその正確性及び真実性について独自に検証する立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

i. 損益の状況（連結）

会計期間	平成 31 年 6 月期第 1 四半期連結累計期間 (自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日)
売上高	250,080 百万円
売上原価	183,348 百万円
営業外収益	4,375 百万円
営業外費用	961 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	11,646 百万円

ii. 1 株当たりの状況（連結）

会計期間	平成 31 年 6 月期第 1 四半期連結累計期間 (自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日)
1 株当たり四半期純利益	73.62 円
1 株当たり配当額	- 円
1 株当たり純資産額	1,855.74 円

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であることなどから、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。このプレスリリースにおいて言及される財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。

公開買付者及びその関連者、並びに各ファイナンシャル・アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

【将来予測】

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

このプレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社を含む関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社を含む関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。